

事務棟における自動火災報知設備の動作(非火災報)について

平成 19 年 7 月 30 日

発生場所	当社事務棟(旧館)3階
発生年月日	平成19年7月29日
発生時の状況	<p>当社事務棟において、7月29日午後7時32分に火災報知器(煙感知器)が動作したため、防護本部にいた警備長は、午後7時35分に消防署へ通報するとともに、警備員に対し、具体的な警報発生場所確認のため、現場に向かうよう指示しました。</p> <p>当該警備員は、事務棟内にある警報盤に「旧館3FL 南倉庫2181」の警報が出ていることを確認したことから、警報発生場所は、旧館3階にある3ヶ所の倉庫のうち、建物の南側に面した2ヶ所であると思ひこみ、この2ヶ所の確認を行いました。確認の結果異常が認められなかったため、警備長に対し2カ所の確認結果を連絡しました。</p> <p>当該連絡を受けた警備長は、警備員が警報発生場所を直接確認して、その結果を連絡してきたものと受け取り、午後7時45分に、火災報知器の誤動作であった旨を消防署へ連絡しました。</p> <p>その後、警備員は、警報発生場所を確認できなかったことから、残り1カ所の倉庫に行き、煙が充満していることを確認したため、警備長にその旨を連絡し、警備長は午後8時21分(1)再度消防署へ通報しました。</p> <p>現場調査を実施したところ、当該倉庫内の照明器具の安定器(2)から油が漏れていましたが、炎が発生した形跡がなかったことから、午後11時15分、消防署および警察署合同で、火災でないことが確認されました。</p> <p>なお、自衛消防隊消火チーム召集に関しては、午後7時43分に警備長が同消火チームを召集しましたが、火災報知器誤動作と判断したことから、午後8時00分に同消火チームの召集を解除しました。</p> <p>その後、3ヶ所目の倉庫に煙が充満しているとの確認結果により、午後8時45分に当直指揮者から再度同消火チームを含む自衛消防隊組織440名を召集しました。</p> <p>ただし、当該倉庫内においても炎の発生がなく、消火活動は不要であると判断したこと、また、午後9時頃の段階で50名程度が参集しており、この要員で対応可能と判断したことから、関係者に対し、午後9時01分に、これ以上の要員の参集は不要である旨を連絡しました。</p>

<p>原因</p>	<p>火災報知器動作 照明器具の安定器から漏れた油が気化したことにより、火災報知器が動作したものと推定されます。</p> <p>初期対応における誤認 本来、火災報知器動作時においては、警報盤に表示された番号と図面上の位置を照合することになっていますが、警備員は場所の名称のみで早合点して調査を行ってしまいました。また、警備長と警備員との間にコミュニケーション不足がありました。</p>
<p>対策</p>	<p>火災報知器動作 当該の照明器具を取り替えます。また、事務棟に設置している照明器具の安定器について、経年劣化のおそれのある安定器の取り替えを実施します。</p> <p>初期対応における誤認 早急に関係者に対し、警報発生場所の確認方法等について教育を行い、徹底します。また、警備長と警備員のコミュニケーションにおいても、警報発生場所と実際に確認した場所を確実に確認することを義務づけます。</p>
<p>お知らせ基準</p>	<p>「表2 - 16」に該当します。</p>

- 1 昨日のプレスリリースにおいて午後8時18分とお知らせしましたが、消防署との確認の結果、午後8時21分を通報時刻と変更しました。
- 2 安定器は蛍光灯を点灯させるための部品で、照明器具に内蔵されており、内部には電気絶縁用として油が使用されています。

以上

当該照明器具の概要

